

終える準備は、明日をよりよく**活**きること

葬儀や死後の家財処分等をサポートします

# ふじさん エンディングサポート事業



**最期**まで、**自分**らしく。

その思い、私たちがしっかり預かります。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

## ふじさんエンディングサポート事業とは？

あらかじめ預託金をお預かりし、定期的な見守り・安否確認、本事業の契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・埋葬、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う事業です。事業主体は富士市社会福祉協議会（以下「本会」といいます。）です。

## 利用できる対象は？

契約締結時点で次の条件をすべて満たす方が本事業の対象となります。

- (1) 富士市内に居住する65歳以上の方（同居者がいる場合は全員が65歳以上<sup>注1</sup>）であること
- (2) 明確な契約能力を有すること
- (3) 原則、直系卑属（子や孫など）がいないこと
- (4) 生活保護を受給していないこと
- (5) 預託金（葬儀及び残存家財処分等：業者見積額等）を納められること
- (6) 原則、公正証書遺言<sup>注2</sup>により遺言執行者<sup>注3</sup>を定めていること

※ご相談及びお申込み時点で定めていない場合は、契約締結時点で定めていただく必要があります。

## 費用は？

### 契約時費用 年間利用料

契約時費用	22,000円（税込）
年間利用料	19,800円（税込）

※契約月が10～3月の場合の初年度の年間利用料は9,900円（税込）

### 預託金

葬儀・死亡後の債務の支払い等	業者の見積額等
残存家財処分等	

※預託金の1割相当額（税別）を本会の執行費用として預託していただき、実際に執行した金額の1割相当額（税別）を執行後に徴収させていただきます。

## サービス内容は？

預託金によるサービス	葬儀・埋葬等の実施、死亡に伴う行政官庁等への各種届け、賃貸住宅の残存家財処分・明渡しに伴う諸手続き
見守り・安否確認サービス	月1回の電話、6か月に1回の訪問による見守り及び安否確認
入退院時等支援サービス	①入院時の貴重品等の預かり ②入退院時等の付添い ③入院に必要な荷物準備 ④入院時等の緊急連絡先指定及び緊急対応 ⑤その他 ※サービス利用料は、注4参照（税込）

# 利用（契約）までの流れは？

(目安)

1週間  
〜  
1か月

## 面談の予約

本会へご連絡ください。面談の日程を調整させていただきます。  
(連絡先及び場所は裏面参照)

## 面談

あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。本会職員が相談者の死後に関するお困りのことや希望をお聞きし、相談者にあった葬儀や死亡後の債務の支払い、残存家財処分等について一緒に考えます。

※面談は、数回行う場合があります。

## 申込み

申込書、住民票及び戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等をご提出いただきます。

## 審査

相談者と本会が本事業の契約を結ぶにあたり、本会が設置する「ふじさんエンディングサポート事業審査会」による審査があります。

審査が通った場合

## 公正証書遺言の作成

公証役場で公正証書遺言<sup>注2</sup>を作成していただきます。(公正証書遺言で遺言執行者<sup>注3</sup>を指定いただきます。)

公正証書遺言をご自分で作成できない場合は、作成をサポートする弁護士を紹介することも可能です。

※公正証書遺言の作成にかかる費用は相談者の自己負担です。

## 契約

相談者と本会が本事業の契約を結びます。

1か月  
〜  
6か月

注1 同居者全員の申込み及び契約締結が必要です。

注2 公正証書遺言とは、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、それに基づいて、公証人が、遺言者の真意を正確に文章にまとめ作成するものです。

注3 遺言執行者とは、遺言の内容を実行する人です。未成年者及び破産者は遺言執行者にはなれません。

注4 ①1回30日以内500円、②～⑤職員が出動した場合は1回3,300円(1回あたり3時間以内、平日17:00～翌9:00、土・日・祝日・年末年始は1回5,500円)

## ご相談等の連絡先

<b>ご連絡先</b>	社会福祉法人富士市社会福祉協議会 権利擁護課 ふじさんエンディングサポート事業専用ダイヤル 電話： <b>0545-67-0009</b> ファックス：0545-60-5001
<b>受付時間</b>	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） <b>8:30～17:15</b>
<b>住所</b>	〒416-8558 富士市本市場432番地の1 富士市フィランセ東館2階



### 社会福祉法人 富士市社会福祉協議会とは？

- 富士市社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現を目指す社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い民間の組織です。
- 住民や住民組織、ボランティア・NPO、社会福祉施設等と協力して地域の福祉課題の解決に向けた取り組みや、高齢者の介護保険サービス、障がい者や子どもに関する事業などを行っています。